

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 3 月 6 日付けで行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の更新申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

精神疾患（機能障害）の状態について、「検査所見からも日常生活または社会生活に明らかな制約はないと読み取れる」と結論付けられていますが、委託の仕事内容は、抑々会社復帰時点で、会社と話し問題なく遂行できる内容の範囲とし、実際の出張も、内容、期間等調整してもらっていますし、仕事上の TROUBLE なしも、できる範囲の仕事で復職することで、それなりの給料となっており、社会生活は限定されています。

能力障害（活動制限）の状態について、診断書「日常生活能力

の程度」欄が「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。」と診断されているので、非該当と判断されると結論付けられていますが、精神疾患（機能障害）の状態と同じように、脳挫傷後てんかん治療のため、運転を控えており日常生活能力は低下し、リストでは「・・・、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」に相当すると思います。

総合判定について、障害等級3級相当である「日常生活若しくは・・・制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認めがたいことから、非該当としたと結論付けていますが、上記理由から、精神障害者保健福祉手帳の申請基準に該当でないかと考えます。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月13日	諮問
令和2年12月24日	審議（第50回第3部会）
令和3年1月14日	審議（第51回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

(1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請する

ことができると定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。

- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については、別紙2の表のとおりと規定している。
- (3) 法45条4項は、手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、同条2項の政令で定める精神障害の状態（上記(2)の表の1級ないし3級のいずれか）にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定する。
- (4) 法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。また、機能障害及び活動制限の状態の判定に当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮するとされている。（以上、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべ

き事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。)

また、「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知)Ⅱ・8によれば、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄の記入に当たって注意すべき事項として、「日常生活、就学、就労等の場面において、現に援助を受けている状況にある場合にあっては、どのような援助(援助の種類や提供者)をどの程度(援助の量)提供されているかについて具体的に記載すること。」「また、年齢相応の能力が障害されていることで援助を要する状況につき具体的に記載すること。」とされている。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ(法51条の13第1項参照)、判定基準等の各定めは、手帳の交付申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものである。

- (5) そして、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされ、このことは、同規則28条1項により、法45条4項の規定による手帳の更新の場合も同じとされているから、本件においても、上記(4)の「総合判定」は、本件申請時に提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、判定基準等に照らして客観的になされるべきものと解される。

## 2 本件処分の検討

本件診断書の記載内容(別紙1)を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害は、「脳の損傷及び機能不全によるその他の精神障害 ICDコード(F06)」と記載されている(別紙1・1)。

判定基準によれば、「脳の損傷及び機能不全によるその他の精神障害(F06)」は「器質性精神障害(高次脳機能障害を含む。)」に該当するとしている。

器質性精神障害は、判定基準によれば、「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの」が障害等級1級、「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの」が同2級、「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの」が同3級とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、「H25-3/1 会社懇親会にて飲酒后 交通事故にて受傷。右前頭葉脳挫傷受傷。保存的に加療。-5/7 ○○入院加療后 外来通院。精神障害の認定受ける。H30-4/9 上京に伴ない当院紹介初診。」と記載されている(別紙1・3)。また、「※器質性精神障害(認知症を除く。)の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日」欄には、「脳外傷 H25年3月1日」と記載されている(同)。

「現在の病状・状態像等」欄は、「知能、記憶、学習及び注意の障害」のうち「知的障害(精神遅滞)軽度、遂行機能障害、注意障害」に該当している(別紙1・4)。

「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄には、「・日常生活上問題なし。・委託の仕事も大きな問題なく

遂行できている。出張業務も可能」と記載され、「検査所見」欄には、「H30-12月施行 ・全般的知能：WAIS III PIQ108、PO108、WM81 ↓ ・注意検査：CAT ほぼすべて年齢平均以上。 ・遂行機能：BAD S 23 / 24 ・前頭葉機能：WCST CA6、PEN0、DMS0」と記載されている（別紙1・5）。

また、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄は、「現在、単身赴任で生活可能。就労も続いている。仕事上のtroubleなし」と記載され（別紙1・7）、「就労状況について」欄は「一般就労」が選択されている（同）。

そして、「備考」欄には記載はない（別紙1・9）。

ウ これらの記載によれば、請求人は、交通事故により右前頭葉脳挫傷を受傷したことにより、「脳の損傷及び機能不全によるその他の精神障害」を有するとされているが、「日常生活問題なし」「委託の仕事も大きな問題なく遂行できている。出張業務も可能」「単身赴任で生活可能。就労も続いている。仕事上のtroubleなし」とされており、検査所見からも日常生活又は社会生活に明らかな制約はないものと読み取れる。

したがって、判定基準等に照らしてみると、請求人の機能障害の程度は、器質性精神障害についての障害等級3級相当である「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの」に至っているとはいえず、障害等級には非該当と判断するのが相当である。

## (2) 活動制限について

ア 請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄は、「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」（以下の留意事項3・(6)の表において、「非該当」に相当）と記載されている（別紙1・

6・(3))。

日常生活能力の程度	障害等級
(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる	非該当

日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄は、8項目全てが「自発的にできる」又は「適切にできる」が選択されている（別紙1・6・(2)）。

「現在の生活環境」欄は記載がなく（別紙1・6・(1)）、  
「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄では「現在、単身赴任で生活可能。就労も続いている。仕事上の trouble なし」と記載され（別紙1・7）、「就労状況について」欄は「一般就労」が選択され（同）、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄は「なし」が選択されている（別紙1・8）。

また、「備考」欄には記載がない（別紙1・9）。

イ これらの記載によれば、請求人の活動制限は、日常生活及び社会生活を行う上で、他者による特別の援助（助言や介助）を要しない程度のものであり、在宅生活を維持しながら通院し、一般就労を継続している状況にあると考えられる。

したがって、判定基準に照らしてみると、請求人の活動制限は、障害等級3級に相当する程度のもとはまでは認められず、障害等級非該当と判断するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、法施行令6条3項の表（別紙2）に照らし、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは

社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」(障害等級3級)にまで至っているとはいえず、障害等級には非該当と判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張している。しかし、上記1・(5)のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級非該当と認定するのが相当である(2・(3))ことから、請求人の主張に理由はないものである。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)